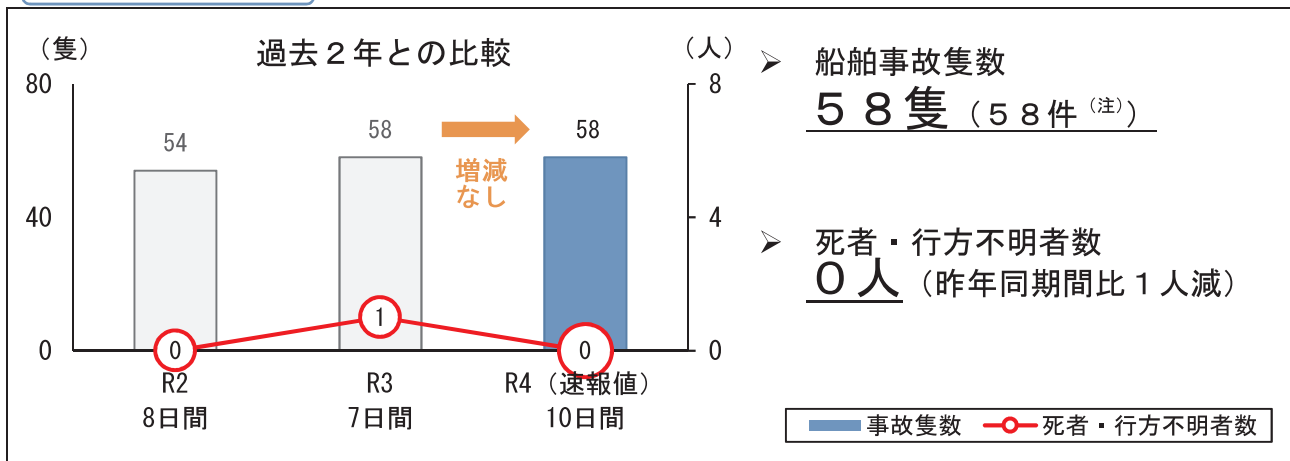


ゴールデンウィーク期間中における海の事故は昨年並み ～マリンレジャー活動に伴う船舶事故・人身事故発生状況（速報値）～

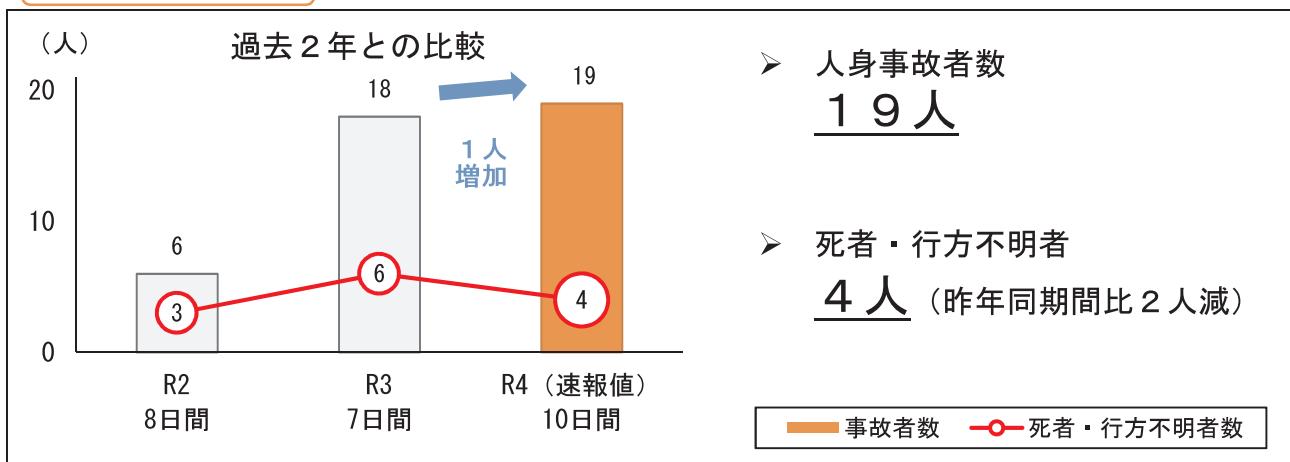
- 船舶事故隻数は58隻（昨年同期間比 増減なし）
うち、運航不能（機関故障）が20隻と最も多く発生（昨年同期間比 3隻増加）
- 人身事故者数は19人（昨年同期間比 1人増加）
うち、釣り中が8人と最も多く発生（昨年同期間比 増減なし）

（ゴールデンウィーク期間：令和3年は7日間、令和4年は10日間）

船舶事故発生状況



人身事故発生状況



(注) 船舶事故の件数は、複数の船舶によって発生した船舶事故を1件として計上している。
※夏季に向けた事故防止対策は別添のとおり。

(参考)

ゴールデンウィーク期間中のマリンレジャー活動に伴う船舶事故・人身事故発生状況
(5年間の推移・種類別)

1 船舶事故発生状況

	平成30年 【9日間】※2	令和元年 【10日間】	令和2年 【8日間】	令和3年 【7日間】	令和4年 【10日間】 (速報値)
プレジャーボート※1 (隻)	60(2)※3	80(2)	54(0)	56(1)	58(0)
・運航不能(機関故障)	16(0)	27(0)	18(0)	17(0)	20(0)
・運航不能(その他)	13(0)	16(1)	11(0)	17(0)	9(0)
・乗揚	5(0)	15(0)	5(0)	7(0)	9(0)
・運航不能(推進機障害・舵障害)	11(0)	7(0)	8(0)	6(0)	7(0)
・衝突	4(0)	11(0)	4(0)	2(0)	6(0)
・転覆	7(2)	3(1)	0(0)	4(1)	4(0)
・その他	4(0)	0(0)	8(0)	3(0)	3(0)
遊漁船(隻)	2(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)
・運航不能(機関故障)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
・運航不能(その他)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
・乗揚	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
・運航不能(推進機障害・舵障害)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
・衝突	2(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
・転覆	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
・その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	62(2)	80(2)	54(0)	58(1)	58(0)

2 人身事故発生状況

	平成30年 【9日間】	令和元年 【10日間】	令和2年 【8日間】	令和3年 【7日間】	令和4年 【10日間】 (速報値)
人身事故者数(人)	21(5)	26(5)	6(3)	18(6)	19(4)
・釣り中	6(2)	10(1)	3(2)	8(1)	8(1)
・遊泳中	4(1)	2(2)	0(0)	3(3)	1(1)
・サーフィン中	0(0)	5(0)	0(0)	2(1)	2(0)
・スクーバダイビング中	5(0)	2(1)	0(0)	1(0)	1(1)
・SUP中	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)
・磯遊び中	3(2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
・プレジャーボート等乗船中	2(0)	5(1)	1(0)	3(1)	6(1)
・その他	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)

※1 プレジャーボートの内訳：モーターボート(ミニボートを含む)、クルーザーヨット、水上オートバイ、クルーザーボート、ティンギーヨット、カヌー

※2 【 】内の日数：ゴールデンウィークの期間

※3 ()内の数値：死者・行方不明者

夏季に向けた事故防止対策

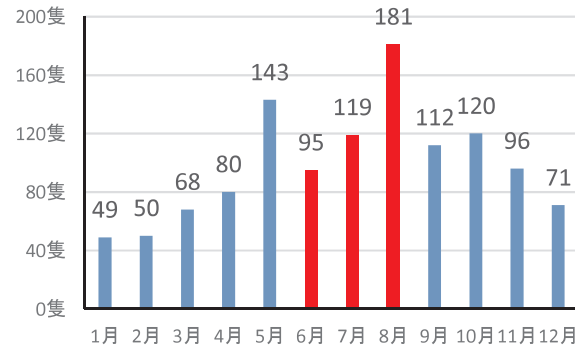
【GWに発生した事故の傾向】

昨年と同様、船舶事故ではプレジャーボートの運航不能（機関故障）が最多であり、人身事故では釣り中が最多であった。

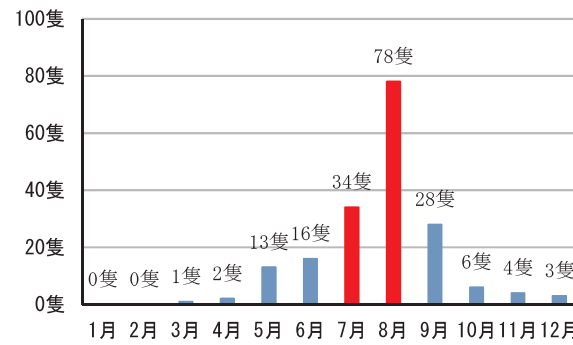
【夏季における事故の傾向】

例年、夏季にマリンレジャー活動が活発となり、海難が増加する傾向にあります。

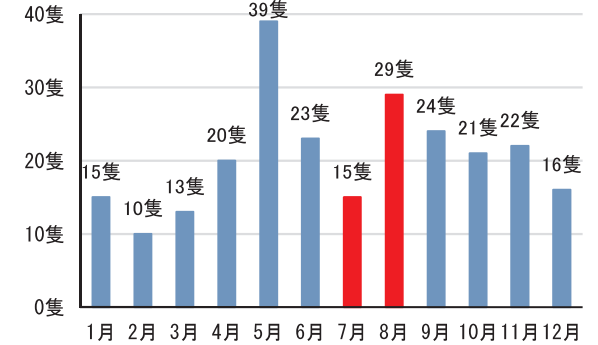
【プレジャーボートの機関故障月別発生隻数(過去3年間)】



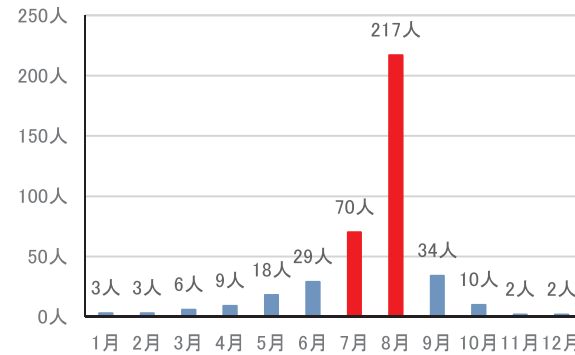
【水上オートバイの事故月別発生隻数(過去3年間)】



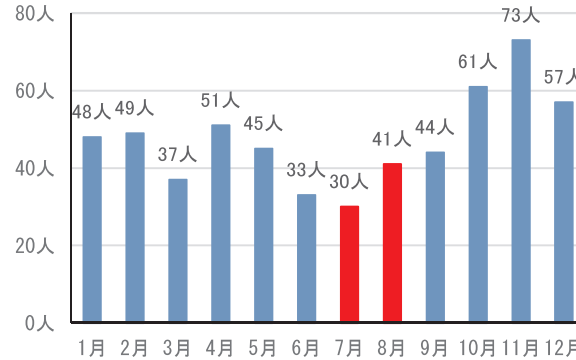
【ミニボートの事故月別発生隻数(過去3年間)】



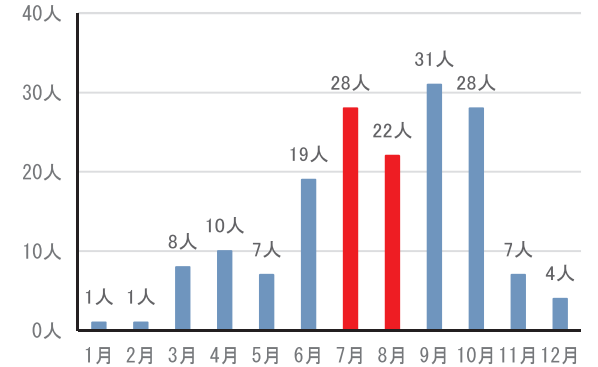
【遊泳中の事故月別発生人数(過去3年間)】



【釣り中の事故月別発生人数(過去3年間)】



【SUP中の海難月別発生人数(過去3年間)】

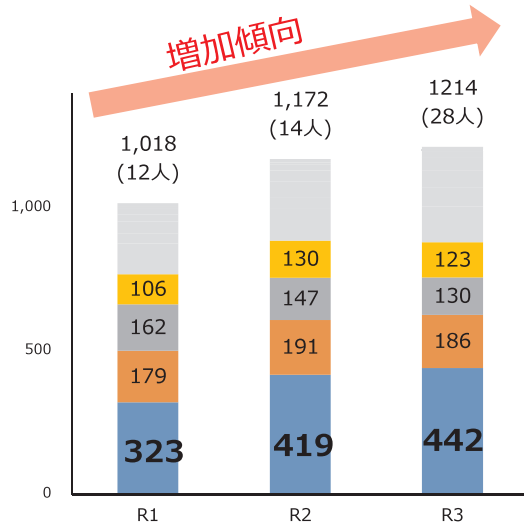


上記を踏まえ、夏季に向け、海上保安庁では次の事項を重点的に指導啓発しています。

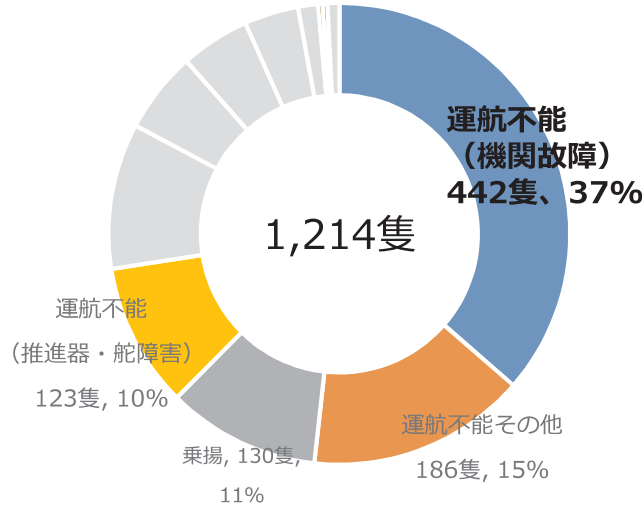
船舶事故の傾向と対策

プレジャーボートの機関故障

船舶事故（アクシデント）発生状況
（令和元年～令和3年）



プレジャーボート事故種類別発生割合
（令和3年）

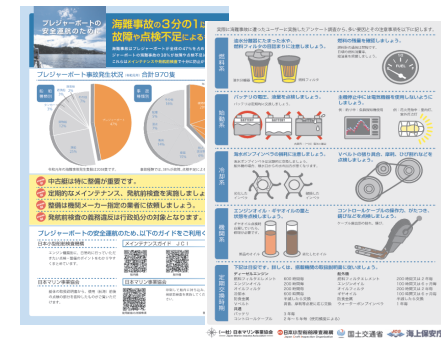


海難防止活動例

発航前検査チェックリスト
（海に出る前にこれだけは確認しよう！）



点検整備啓発用リーフレット
（プレジャーボートの安全運航のために）



安全啓発動画による啓発



※ 同アニメは、プレジャーボートの機関故障海難を防止するために、第七管区海上保安本部の職員が作成したものであり、現在、海上保安庁YouTubeに掲載されています。

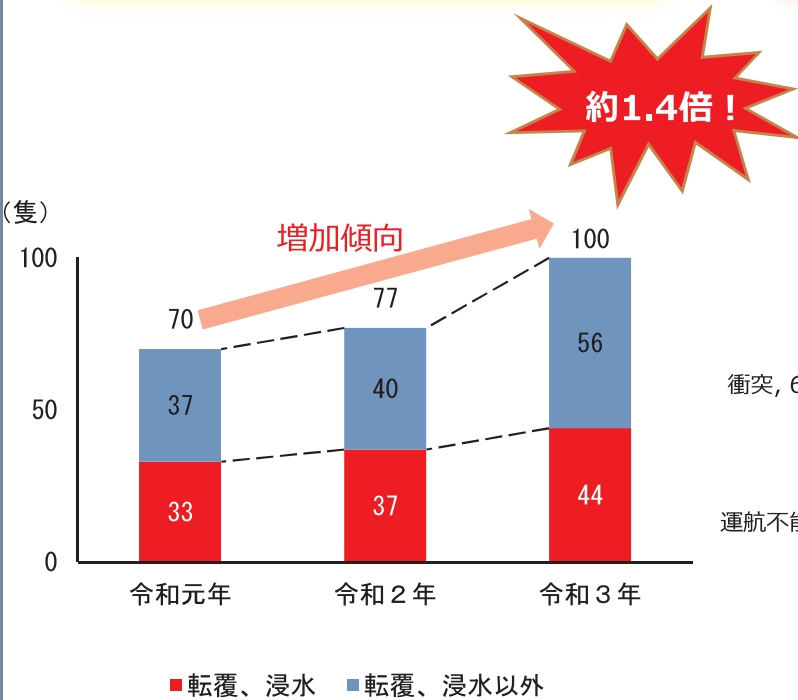
プレジャーボートの船舶事故は「**運航不能（機関故障）**」が多い傾向にあり、年間を通じても**プレジャーボートによる船舶事故全体の約4割**と最も多くなっています。

機関故障による船舶事故を未然に防止するため、海上保安庁では適切な発航前検査や、整備事業者等による定期的な点検整備について、周知啓発活動を積極的に実施し、ユーザーの安全意識の向上を図っています。

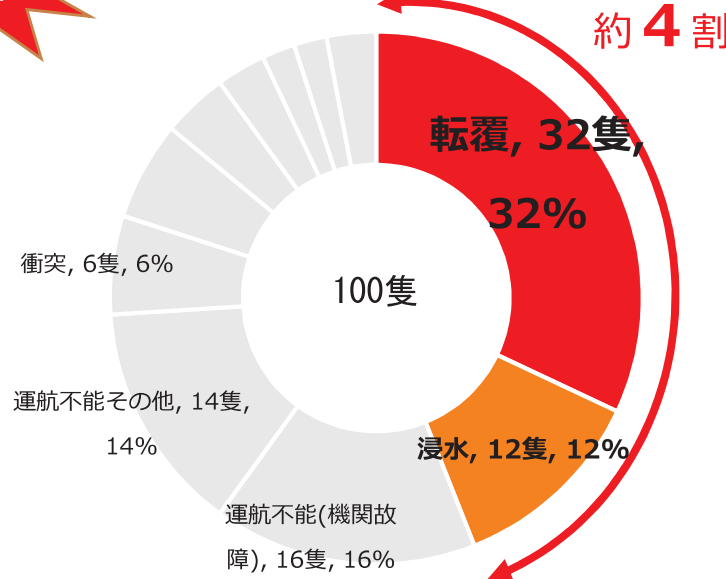
船舶事故の傾向と対策

ミニボートの転覆・浸水海難

船舶事故（アクシデント）発生状況
令和元年～令和3年



ミニボートの海難種類別発生割合
(令和3年)



* ミニボートとは、船舶の長さが3m未満、推進機関の出力が2馬力以下のボートをいう。

海難防止活動例

【発航前のユーザーに対する指導の状況】



【海上安全指導員との合同パトロール】

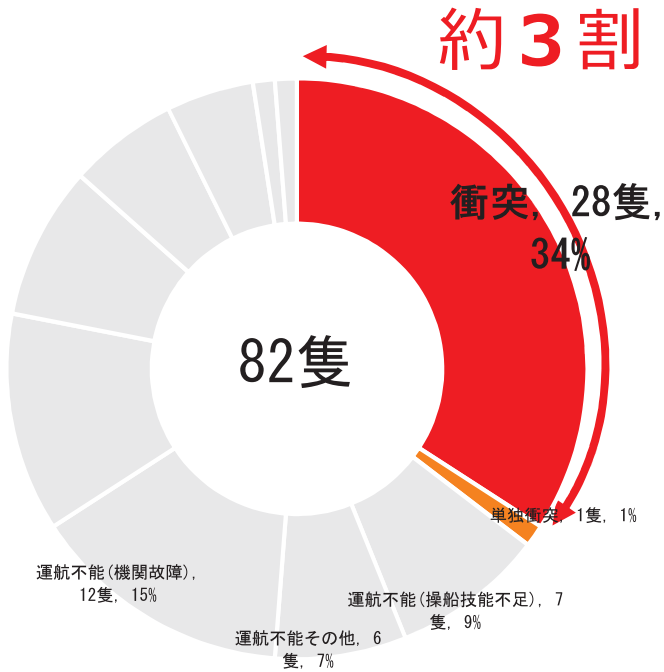


ミニボートは小型船舶操縦免許や船舶検査が不要、かつ、小型・軽量であることから、近年その保有隻数が増加傾向にあり、比例して**海難発生隻数も増加**しています。

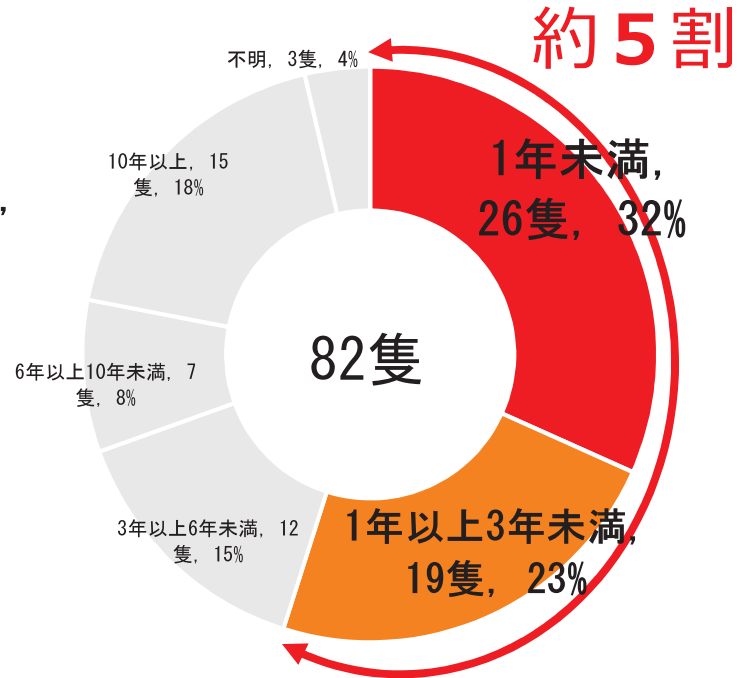
特に、**「転覆・浸水」が全体の約4割**を占めているため、利用者へミニボートの特性を踏まえた事故防止のための注意喚起を行っています。

水上オートバイの衝突

海難種類別発生割合
(令和3年)



操船者の経験年数別発生割合
(令和3年)



海難防止活動例

【合同パトロール】



【官民連携の注意喚起】

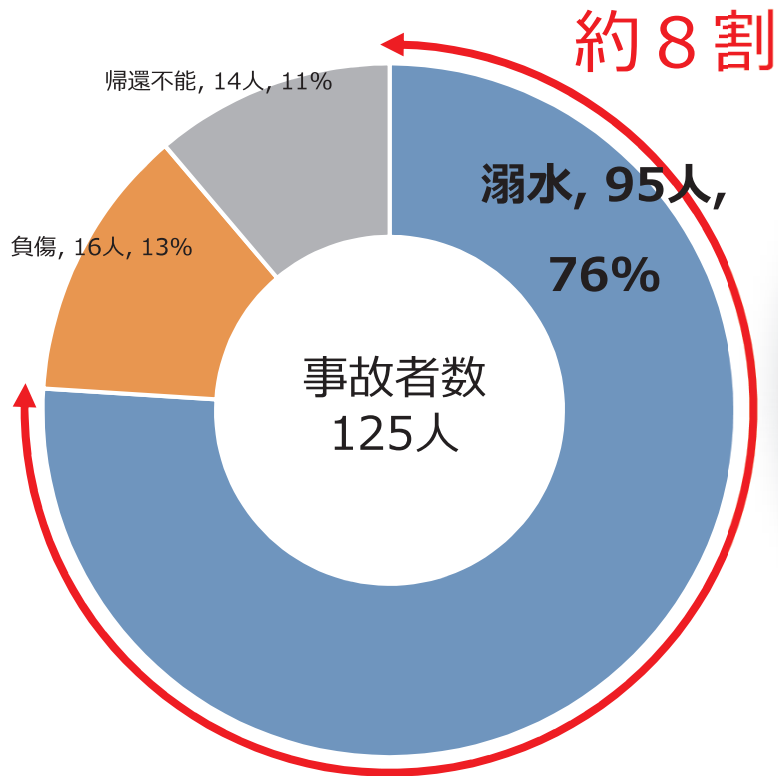


水上オートバイの事故は、**「衝突」が最も多く発生**しています。

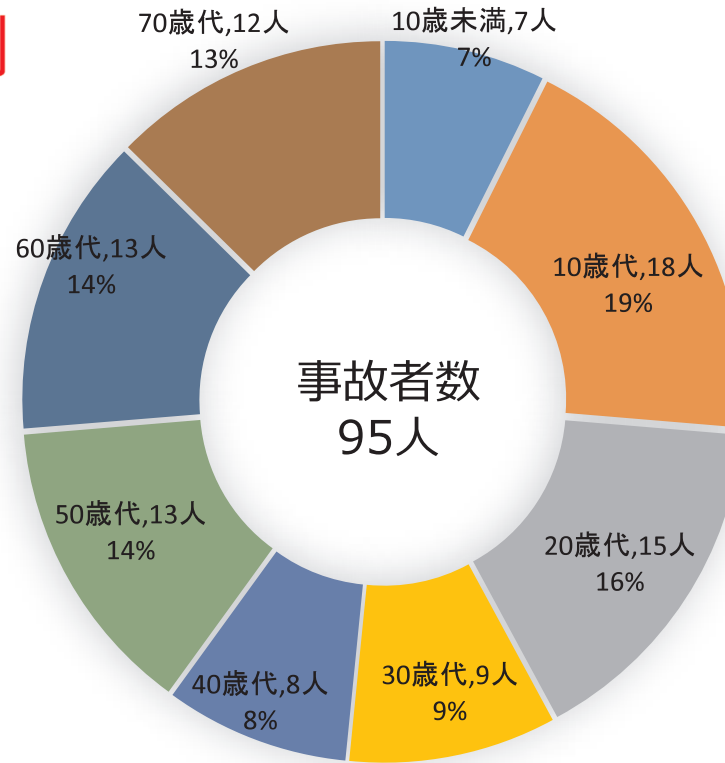
特に、操船の**経験年数が3年未満の者による事故発生割合が全体の約5割**を占めており、これらを踏まえ、水上オートバイ利用者に対し、見張りの徹底や危険な操縦をしないよう周知啓発活動を行っています。

遊泳中の溺水

遊泳中の事故内容別事故者数の割合
(令和3年)



溺水事故の年齢層別発生割合
(令和3年)



海難防止活動例

【若年層に対する安全教室】



【海水浴場合同パトロール】



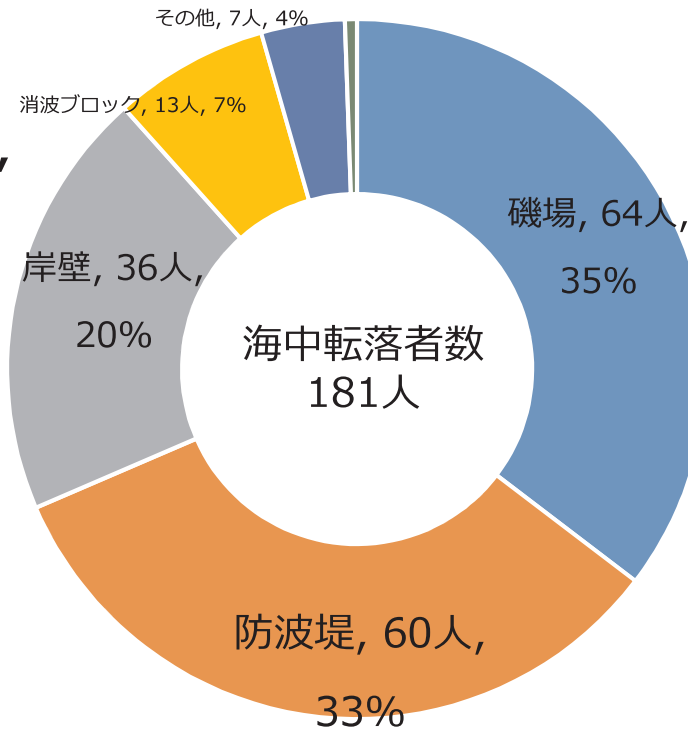
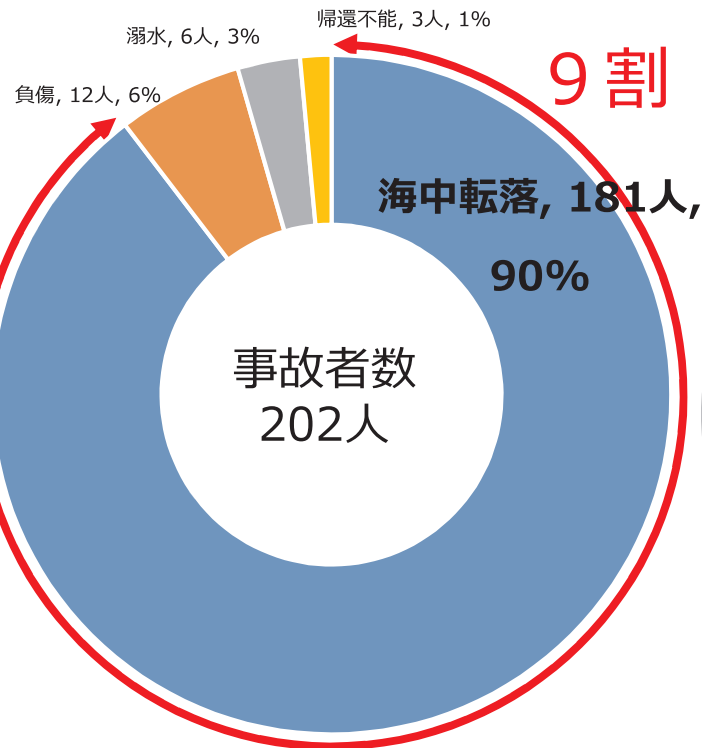
遊泳中の事故は、**「溺水」が約 8 割**を占めており、溺水の事故者数を年齢層別にみると、令和3年においては、10歳代の若年層の溺水による事故が多く発生しています。

海上保安庁では、若年層に対する安全教室、海水浴場へのパトロール等を実施し、遊泳中の事故防止に努めています。

釣り中の海中転落

事故内容別事故者数の割合
(令和3年)

海中転落者の発生場所別割合
(令和3年)



海難防止活動例

【関係機関との合同パトロール】



【リーフレット等による周知啓発】

釣りの事故防止3つのポイント

- 1 天候を視認して無理をしない!
 - 天候が急変する可能性もあります。
 - 釣り手は、急変する前に、船が揺れないように、船内での安全確保をしましょう。
 - 天候の急変に備えて、無理をしないことです。
- 2 複数人で行動しよう!
 - 仲間と一緒に釣りをしましょう。
 - 仲間が倒れている場合、一人では、助けが来ず、救助が受けられず、命を落とす可能性があります。
 - 釣り手は、仲間が倒れたら、すぐに助けを求め、救助を待ちましょう。
- 3 立入禁止区域に入らない!
 - 立入禁止区域には、立ち入り禁止です。
 - 立入禁止区域には、立ち入り禁止です。
 - 立入禁止区域には、立ち入り禁止です。

釣りをすると最低限必要な装備

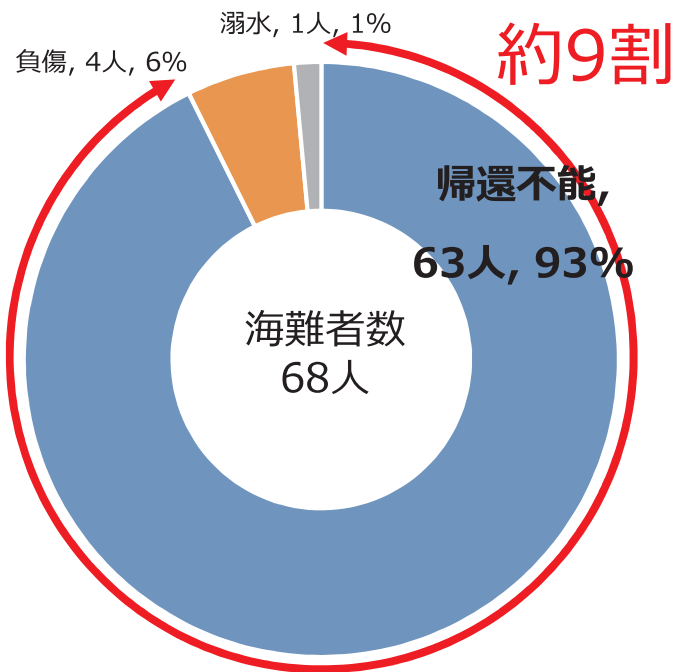
- 1 ライフジャケット
 - ライフジャケットは、命を守るための重要な装備です。
 - 釣り手は、必ず着用してください。
 - 釣り手は、必ず着用してください。
- 2 釣り場に合った釣り具
 - 釣り具は、釣り場に合ったものを選びましょう。
 - 釣り具は、釣り場に合ったものを選びましょう。
 - 釣り具は、釣り場に合ったものを選びましょう。
- 3 通信設備(携帯電話)
 - 緊急時には、携帯電話を使って、救助を求めましょう。
 - 携帯電話は、常に持ち歩きましょう。
 - 携帯電話は、常に持ち歩きましょう。

第十管区海上保安本部
〒7890-8510 徳島県徳島市東区東町4-1
電話 099-250-9600 **118番**

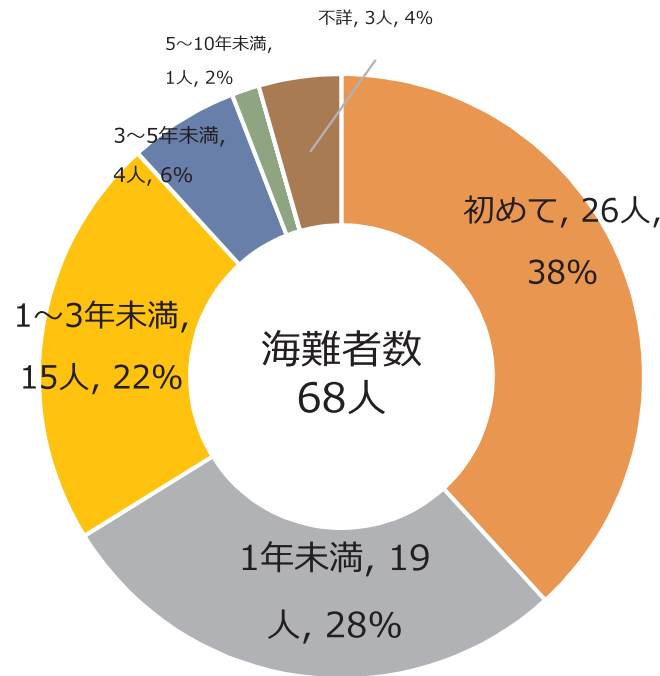
釣り中の事故は「海中転落」が9割を占めています。釣り中の海難防止を推進するため、海上保安庁では、ライフジャケット等の必要な装備を整える、単独行動をしないこと等について周知啓発しています。

SUP 帰還不能

SUP事故内容別海難者数の割合
(令和3年)



SUP経験年数別人身海難割合
(令和3年)



海難防止活動例

【SUP愛好者に対する周知啓発】



【安全啓発リーフレットによる周知啓発】



SUPは、**帰還不能が約9割**を占めており、その殆どが経験年数3年未満の初心者です。事故原因の約7割は、知識技能不足や気象海象不注意といった自己の過失（不注意）によるものです。

SUPの事故は、風速5 m/s以上、波高0.5m以上で多く発生していることから、海上保安庁では、穏やかな水面での実施、海に出る前の気象海象の確認等について周知啓発を行っています。

事故防止に係る各種ツールと情報提供体制

ウォーターセーフティガイド

各マリンレジャーの注意事項等について提供

ウォーターアクティビティ(海辺でのレジャー活動)を安全に無事故で楽しむための総合情報サイトです。

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

海の安全情報

気象・海象の現況、気象警報・注意報、海上模様が把握できるライブカメラ映像等を「海の安全情報」として提供

パソコンやスマートフォン、携帯電話から、簡単にアクセスできます。 で

パソコン用サイト

スマートフォン用サイト

携帯電話用サイト

緊急情報配信サービス



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html>



<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>

海の安全情報 (PC用) : <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>
 海の安全情報 (スマホ用) : <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>

海の事件・事故は『118番』

海上保安庁では、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として、局番なしの3桁電話番号「118番」を設定しています。また、聴覚や発話に障がいを持つ方を対象に、スマートフォンなどを使用した入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」というサービスも令和元年11月1日から運用していますので、有効にご活用ください。

海上保安庁では、海の事故に遭わないよう様々な安全情報を提供し、海難防止を呼び掛けています。